

災害時における応急住宅対策に関する協定

山形県（以下「甲」という。）及び公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会（以下「乙」という。）は、災害時に甲及び乙が相互に協力して行う民間賃貸住宅の媒介及び提供に関して、次の条項により協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、山形県地域防災計画または本県以外の被災県（以下「被災県」という。）からの要請に基づき、甲が、災害により住宅を滅失等し自己の資力によっては居住する住宅を確保できない被災者（以下「被災者」という。）が民間賃貸住宅へ入居する際の媒介（以下「あっせん」という。）及び被災者のための応急的な住宅として活用する民間賃貸住宅（以下「応急借上げ住宅」という。）の提供（以下「応急住宅対策」という。）に関して、乙に協力を求めるに当たり、基本的な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、被災市町村または被災県の意向を確認したうえで必要と認められる場合は、乙に対し、応急住宅対策に関する協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲からの要請があった場合は、会員に対し応急住宅対策に関する協力を求めるものとする。

3 乙は、甲からの要請があった場合は、会員に対し、あっせんを無報酬で行うよう協力を求めるものとする。

4 甲は、乙に対して対象区域等を明確に示して口頭又は電話により協力要請を行い、後日速やかに文書を送付するものとする。

（協力）

第3条 乙及び会員は、前条の規定に基づく要請があった場合は、応急住宅対策に対して協力するものとする。

（対象市町村への通知等）

第4条 甲は、乙に協力要請を行ったときは、対象市町村に対してその旨を通知するものとする。

（乙の責務）

第5条 乙は、平時においても、この協定について会員の理解と協力を得られるよう努力するものとする。

（甲の役割）

第6条 甲は、応急住宅対策に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- 一 被災者及び市町村等への応急住宅対策等の周知に関すること
- 二 応急借上げ住宅の募集に関すること
- 三 応急借上げ住宅の借上げに関すること
- 四 応急借上げ住宅入居者の入居許可及び退去に関すること
- 五 応急借上げ住宅の賃料等の支払いに関すること
- 六 その他関係者との調整に関すること

2 甲は、前項に掲げる業務の一部を、乙に委託することができる。

(乙の役割)

第7条 乙は、第3条に基づき甲に協力するため、応急住宅対策に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- 一 会員への応急住宅対策等の周知に関すること
- 二 「あっせん」及び「応急借上げ住宅」の調整に関すること
- 三 応急借上げ住宅として活用可能な民間賃貸住宅の情報提供に関すること
- 四 甲からの委託を受けた業務に関すること
- 五 その他関係者との調整に関すること

(仲介業者等の役割)

第8条 「あっせん」及び「応急借上げ住宅の仲介」を行う業者及び公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会の山形県内の支部は、甲及び乙に協力するため、応急住宅対策に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- 一 「あっせん」に関すること
- 二 応急借上げ住宅の申込みに関すること
- 三 応急借上げ住宅の賃貸借契約等に関すること
- 四 応急借上げ住宅の退去に関すること
- 五 その他関係者との調整に関すること

(連絡窓口)

第9条 この協定に関する窓口は、甲においては県土整備部建築住宅課、乙においては公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会本部事務局とする。

(協議)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項等については、甲及び乙の協議の上定めるものとする。

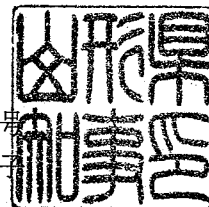
(適用)

第11条 この協定は、平成25年2月14日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成25年 2月14日

甲 山形県山形市松波二丁目8番1号
山形県知事 吉村 美栄子



乙 東京都中央区八重洲二丁目1番5号
公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会
会長 川口 雄一郎

